

＝ 簡易専用水道のしおり ＝

受水槽・高置水槽の 適正な管理を

～～ あなたの飲み水は安全ですか ～～

ビルやマンションなどの多くは、水道の水を水槽（受水槽、高置水槽等）を通じて給水しています。このような施設では、管理が十分でないと、大腸菌の検出、赤い水の発生、水の味やにおいの異常などが起きたりします。

毎日使う大切な水のために、施設の適正な管理に努めましょう。

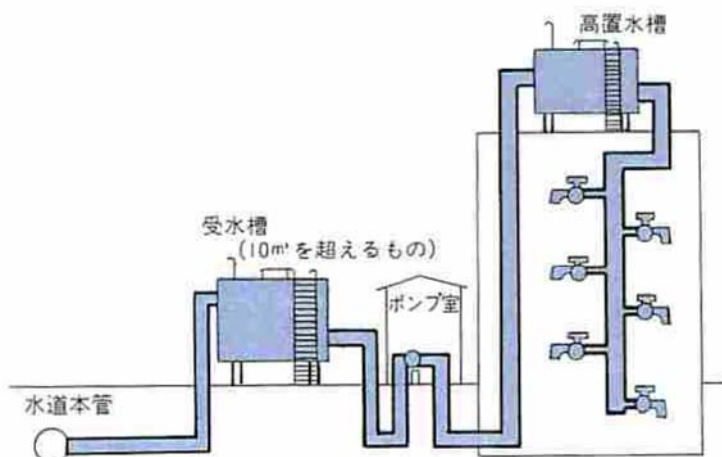
石川県生活環境部

(R4.4)

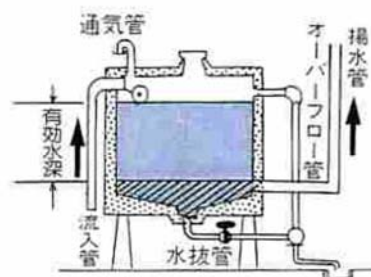
簡易専用水道とは

市町の水道事業体から供給される水のみを水源とする飲料水の供給施設で、水の供給を受けるために設けられた水槽（受水槽等）の有効容量が10立方メートルを超えるものをいいます。

ただし、自家井戸水等が受水槽や高置水槽で混合されている場合は該当しません。



(簡易専用水道とは、水色の部分をいいます。)



水槽の1例

(有効容量は、水色の部分のみです。)

届出を

簡易専用水道の設置者は、市役所又は保健所に届け出てください。
(P4 参照)

簡易専用水道設置者の義務

設置者の義務には、次の3点があります。

なお、水質検査については、安全であることを確認するため、以下にかかわらず水質検査（検査項目については「水質検査項目一覧」参照）を年1回以上行なうことをおすすめします。

第1. 衛生的管理

安全な水を供給するために、次のとおりの管理が義務づけられています。

- 1 水槽の掃除を毎年1回以上定期的に行うこと。
- 2 水槽その他の施設を点検して、有害物や汚水による汚染防止措置を講じること。
- 3 残留塩素が検出されていること。
- 4 給水栓における水の色、濁り、臭い、味等に異常があるとき、又は水槽内の水が汚染された疑いがあるときには、必要な水質検査を実施し、その安全性の確認を行うこと。
- 5 供給する水が、人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者（利用者、市又は保健所）に周知・通報すること。

第2. 定期検査（現場検査又は書類検査）

簡易専用水道の設置者は、厚生労働大臣の登録を受けた機関に依頼して、定期（毎年1回以上）に現場検査を受けなければなりません。

ただし、建築物衛生法（建築物における衛生的環境の確保に関する法律）の適用を受けている簡易専用水道にあつては、建築物衛生法に規定する帳簿書類を添え、作成した書類とともに検査者に提出することにより、書類検査とすることができます。

第3. 帳簿記録等の整備保存

簡易専用水道の設置者は、次の書類等を整備し、保存しなければなりません。

- 1 簡易専用水道の設備の配置・系統及び周囲の状況を明らかにした図面（永久保存）
- 2 水槽の清掃、その他管理の記録（5年間保存）
- 3 定期検査に関する帳簿書類（5年間保存）

定期検査の内容及び登録検査機関

• 毎年 1 回以上受ける定期検査の内容

受検対象	検査の種類	検査項目など
全ての簡易専用水道	現場検査	<ul style="list-style-type: none"> • 施設(水槽)、その管理の状態に関する検査 • 給水栓における水質の検査 • 書類の整理、保存の状況に関する検査
うち 建築物衛生法の適用がある 簡易専用水道	書類検査	設置者(ビル管理技術者)が上欄の検査事項の状況を記載した書類を作成し、建築物衛生法に規定する帳簿書類を添えて、検査者に提出

※ 定期検査を受けなかった場合、罰則を受けることがあります。(水道法第54条第8号)

• 水道法第34条の2第2項に定める厚生労働大臣登録検査機関 (石川県を簡易専用水道の管理の検査を行う区域としている機関)

(令和4年4月1日現在)

登録番号	登録簡易専用水道検査機関の名称	住所	検査を行う事業所の所在地
23	一般財団法人北陸公衆衛生研究所	福井県福井市光陽四丁目4番6号	同左
39	一般財団法人石川県予防医学協会	石川県金沢市神野町東115番地	同左
54	公益社団法人富山県薬剤師会	富山県富山市堀27番地2	同左
106	日東化学工業株式会社	福岡県北九州市小倉南区徳吉東四丁目9番1号	福岡県北九州市小倉南区徳吉東四丁目9番1号、福岡県福岡市博多区博多駅前3丁目10番2号、沖縄県那覇市山下町28番36号及び広島県広島市安佐南区川内四丁目18番11号
108	一般財団法人北陸保健衛生研究所	石川県金沢市太陽が丘三丁目1番2	同左
112	株式会社江東微生物研究所	東京都江戸川区西小岩五丁目18番6号	同左
140	福井県環境保全協業組合	福井県福井市角折町第8号3番地	同左
146	環境未来株式会社	長野県松本市大字和田4010番地5	同左
148	株式会社総合保健センター	岐阜県可児市川合136番地8	同左
154	株式会社金沢環境サービス公社	石川県金沢市御影町23番10号	同左

※ 検査に係る詳細は、各登録検査機関に直接お問い合わせください。

※ 登録検査機関は、随時追加・変更されます。最新の情報は、厚生労働省のホームページをご確認ください。

水質検査項目一覧

	項目名	水道水質基準		項目名	水道水質基準
1	一般細菌	100 /mL 以下	8	有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	3 mg/L 以下
2	大腸菌	検出されないこと	9	pH値	5.8以上8.6以下
3	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L 以下	10	味	異常でないこと
4	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L 以下	11	臭気	異常でないこと
5	鉄	0.3 mg/L 以下	12	色度	5 度以下
6	塩化物イオン	200 mg/L 以下	13	濁度	2 度以下
7	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	300 mg/L 以下			

簡易専用水道についてのお問い合わせ・ご相談は・・・

(簡易専用水道の設置場所が「市」である場合)

設置場所	問い合わせ・ご相談先	
金沢市	金沢市保健所 衛生指導課	076-234-5114
七尾市	七尾市 上下水道課	0767-53-8432
小松市	小松市 上下水道管理課	0761-24-8112
輪島市	輪島市 上下水道局	0768-22-2220
珠洲市	珠洲市 環境建設課	0768-82-7785
加賀市	加賀市 水道課	0761-72-7950
羽咋市	羽咋市 地域整備課	0767-22-7133
かほく市	かほく市 上下水道課	076-283-7106
白山市	白山市 水道課	076-274-9563
能美市	能美市 上下水道課	0761-58-2261
野々市市	野々市市 上下水道課	076-227-6106

(簡易専用水道の設置場所が「町」である場合)

設置場所	問い合わせ・ご相談先	
川北町	南加賀保健福祉センター 生活環境課 〒923-8648 小松市園町又48番地	0761-22-0795
津幡町、内灘町	石川中央保健福祉センター 生活環境課 〒924-0864 白山市馬場2丁目7番地	076-275-2642
志賀町、宝達志水町、中能登町	能登中部保健福祉センター 生活環境課 〒926-0021 七尾市本府中町ソ部27番地9	0767-53-2482
穴水町、能登町	能登北部保健福祉センター 生活環境課 〒928-0079 輪島市鳳至町畠田102番地4	0768-22-2028

このしおりに関する問い合わせ先

石川県 生活環境部 環境政策課 水環境グループ

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地 TEL(076)225-1491 FAX(076)225-1466

E-mail : water@pref.ishikawa.lg.jp HP : <https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kankyo/>